

改正

昭和62年3月30日条例第3号
平成9年3月31日条例第1号
平成15年3月14日条例第1号
平成17年9月22日条例第102号
平成23年3月8日条例第1号
平成23年12月27日条例第30号
平成26年12月25日条例第42号
平成27年3月27日条例第1号
平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、鴻巣市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の支援に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委任の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会が特に必要があると認めるときは、会長は、相当と認める者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育部スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第102号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鴻巣市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により任命されている鴻巣市スポーツ振興審議会の委員は、この条例の施行の日に、改正後の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により鴻巣市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により任命された鴻巣市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年鴻巣市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年12月25日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（鴻巣市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、同項の規定による改正後の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第3条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、施行

日における旧条例第3条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、施行日に、改正後の鴻巣市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。